

もし加害者になってしまったら…

あなたの誠意をカタチに県共済が応援します。

もしものとき…お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていますか？
もし、あなたが人房事故を起こしてしまったら—
人房事故で加害者となった場合に、お支払い費用や、治療料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての準備は自動車保険で必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くカバーする共済、それが県共済のまごころ共済です。

1

補償対象（認定済の新潟県内では）

相手側が死亡した場合

・香典・供花料・葬儀費用
・宿泊交通費・弁護士費用

相手側が入院した場合

・お見舞い費用（床ずれ料、医療、生活などの費用）
・宿泊交通費・弁護士費用

2

補償内容（県共済300万円限度の場合）

(1) 加害者が相手側の場合（※契約者側に過失がある場合）

死亡共済金（※）

補償限度額未満として **30万円** 限度（1人1限）
※30万円超過して支払った場合は **300万円** の範囲内で30万円超過した額を支払います

後遺障害共済金

補償限度額未満として **12-300万円** の範囲内で被害者支給

入院共済金（※）

相手側が **3** 日以上入院した場合は
入院期間毎に **3万円** 限度（1人1限）
※3万円を超過して支払った場合は補償限度額内で3万円超過した額を支払います

(2) 加害者が契約者側の場合

死亡共済金（※）

300万円 限度

後遺障害共済金

補償限度額未満として **12-300万円** の範囲内で支払

入院共済金（※）

1人1限あり 入院期間 **4,500円** 限度日数 **2,250日**
※1日1限あり1日1限、連続日数で2日1限 **18,000円**

※死亡共済金、後遺障害共済金300万円限度です。補償限度額を超過した場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります（※死亡共済金300万円限度は、死亡共済金300万円限度と併せて300万円限度です）

特約

対等事故共済金特約

30,000円

他人の被害を賠償・葬儀・謝礼金等、その賠償額が2万円以上となったとき（対共済期間内1日）

3

あなたが人房事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さない。手紙文字はスムーズに過ぎません。

● 謝罪状を送るなどして人房事故を起こしたとすると

・死亡・重傷の場合はお見舞い金をお支払いし、葬儀・謝礼金は、お支払い限度額を超えても自己負担となります。
・後遺障害の場合はお見舞い金をお支払いし、葬儀・謝礼金は、お支払い限度額を超えても自己負担となります。

● 謝罪状を送るなどして人房事故を起こしたとすると

・死亡・重傷の場合はお見舞い金をお支払いし、葬儀・謝礼金は、お支払い限度額を超えても自己負担となります。
・後遺障害の場合はお見舞い金をお支払いし、葬儀・謝礼金は、お支払い限度額を超えても自己負担となります。

※死亡共済金として支払った場合、葬儀費用、お見舞い金、後遺障害共済金などお支払いの範囲が拡大され、お支払いの上限は300万円となります。



こんな時にお支払いをします。



・相手側が死亡した場合、死亡共済金として30万円限度（1人1限）を支払います。
・相手側が入院した場合、入院期間毎に3万円限度（1人1限）を支払います。
・相手側が後遺障害を負った場合、後遺障害共済金として12-300万円の範囲内で支払います。



・自分がお金を出した相手側が死亡した場合、死亡共済金として300万円限度を支払います。
・自分がお金を出した相手側が入院した場合、入院期間毎に3万円限度（1人1限）を支払います。
・自分がお金を出した相手側が後遺障害を負った場合、後遺障害共済金として12-300万円の範囲内で支払います。



・自動車やバイクを運転中、200万円以上の賠償責任を負った場合、賠償責任共済金として200万円限度を支払います。

● 賠償額として200万円を超え、200万円超過した場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります（※死亡共済金300万円限度は、死亡共済金300万円限度と併せて300万円限度です）

出会い頭の事故を起こして



・相手側が死亡した場合、死亡共済金として30万円限度（1人1限）を支払います。
・相手側が入院した場合、入院期間毎に3万円限度（1人1限）を支払います。
・相手側が後遺障害を負った場合、後遺障害共済金として12-300万円の範囲内で支払います。

● 賠償額として200万円を超え、200万円超過した場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります（※死亡共済金300万円限度は、死亡共済金300万円限度と併せて300万円限度です）

歩行者をはねて死亡事故を起こした



・歩行者が死亡した場合、死亡共済金として300万円限度を支払います。
・歩行者が入院した場合、入院期間毎に3万円限度（1人1限）を支払います。
・歩行者が後遺障害を負った場合、後遺障害共済金として12-300万円の範囲内で支払います。

● 賠償額として200万円を超え、200万円超過した場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります（※死亡共済金300万円限度は、死亡共済金300万円限度と併せて300万円限度です）

1. 2. 3. 4. 5.

- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払いに限度です。必要な費用・何れも香典・供花料・葬儀費用、相手側への謝意を示すお見舞いなどのお支払いにお役に立てます。
- 3 運転者の年齢、性別に関わらず事故ごとに賠償は同じです。
- 4 事業者の場合は、共済金はすべて現金処理ができます。
- 5 共済金は、一度総収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。

（県共済300万円限度の場合）

車種	ファミリー・コンパクト	セーリング・ミニバン	年乗車数	月掛金	ご契約できない車両
● 自動車用軽自動車	3・5・7	4	10,000	1,000	● 自動車用軽自動車
● 自動車用軽自動車	5	4	5,500	550	● 自動車用軽自動車
● 自動車用軽自動車（2人用）	1	4	17,500	1,750	● 自動車用軽自動車
● 自動車用軽自動車（2人用）	1	4	14,500	1,450	● 自動車用軽自動車
● 自動車用小型自動車	4	4	10,000	1,000	● 自動車用小型自動車
● 自動車用軽自動車	4	4	5,500	550	● 自動車用軽自動車

※1 乗客として200万円以上の賠償責任を負った場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります。※2 賠償額として200万円を超え、200万円超過した場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります。※3 賠償額として200万円を超え、200万円超過した場合は、超過した分は県共済300万円限度を超えて自己負担となります。